

閱覽用

令和8年1月26日

第1回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

# 令和8年 第1回 農業委員会定例総会議事録

---

1. 開催日時 令和8年1月26日（月曜日）午前10時00分から

---

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

---

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 小笠原 良 一

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 坂 口 久 雄

推進委員2 鈴 木 利 弘

推進委員3 高 橋 卓 也

推進委員4 長 山 務

推進委員5 長 山 恵

推進委員6 橋 本 康 範

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長

佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事

阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

事務局員

佐 藤 香 織

---

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第3号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

○協議事項

○その他

○通知・連絡事項等

---

## 5. 会議概要

午前 9 時 57 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いですので会を始めさせていただきます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思います。それでは只今から令和 8 年第 1 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。

○会 長 はい、それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

この頃は寒さも厳しく大変な状況ですので、インフルエンザも流行っている様ですから、一つ体調には十分注意してやって頂きたいと思います。

それから今回から新しく 2 名の方が参加されまして、これから 3 年間一つ皆さんの協力を得ながら進めて行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

去年から世の中、世界・日本で大変選挙の多い、安定していないというか、我々も大変ですけど事務局方も大変だとは思いますが、やっぱり安定した政権で、世の中上手くやって頂ければいいかなと、そういう風に常々思っているところでもございます。一つよろしく申し上げます。それでは早速議事に入りたいと思います。

○議 長 前は欠席者の方もおりましたが、今回からは全員参加という事で、本日は全員出席という事で、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。よろしく申し上げます。

まず日程第 1「会議録署名委員の指名」について、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項に基づきまして、5 番委員の佐藤富男委員と 6 番の庄司貞良委員をお願い致します。

次に日程第 2「会期の決定」ですが、本日 1 日でよろしいでしょうか？お諮り致します。

（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定させていただきます。

次に日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 3 号となっておりますので、よろしく申し上げます。まず第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局方よろしくお願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・東部地区。申請地と致しましては、大谷字西原前。地目台帳及び現況が畑。面積が 485 m<sup>2</sup>となっております。理由と致しましては、譲渡人耕作不能により譲り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、家庭菜園として新規参入する。権利の移転

の別としましては所有権移転です。対価総額は無償（贈与）となります。移転の時期としましては許可後。譲受人の農業経営状況について、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営する予定で、家庭菜園は特に問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は野菜で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に田畑はなく支障はありません。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題個所はないと思われるので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑がある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成に方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。申請地と致しまして、字東原町。地目台帳及び現況が畑。面積が1,093の内386㎡。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲り受け、自作地として耕作する。権利の移転の別としましては、所有権移転。対価総額は932万円、10アール当たり2,415万円です。移転時期は許可後となります。譲受人の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。関連議案と致しましては、第2号議案・進行番号4と関連しております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は畑作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な畑作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はありませぬので、皆様のご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願いします。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

なしという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1を上程致しますので、よろしく申し上げます。またこの進行番号2・3も関連がありますので、合わせて上程致します。よろしく申し上げます。それでは事務局申し上げます。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しましては、大谷字鷺沼入。地目台帳及び現況が田。面積は863㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、共同住宅を建築する。権利の移転の別としましては所有権移転。施設概要と致しましては、共同住宅3棟、1棟当たり228.75㎡。駐車場12台です。工事期間と致しましては、令和8年3月13日から令和8年11月21日となっております。農地区分が第3種農地です。関連と致しましては、第2号議案・進行番号2・3と関連がございますので、このまま続けて2・3も読ませて頂きます。

続きまして進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字鷺沼入。地目台帳及び現況が田。面積が797㎡となっております。その他進行番号1と一緒にですので省略させて頂きます。

続きまして進行番号3・東部地区。申請地と致しまして、大谷字鷺沼入。地目台帳及び現況が田。面積が841㎡となっております。その他進行番号1・2と同一ですので省略させて頂きます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は原前霊園の近くで、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題ないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、問題ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。土地改良区は意見書ありです。埋蔵文化財は該当なし。開発協議は協議中という事です。5、意見について。協議中の所もありますが、ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？(「なし。」の声あり。)

ない様なので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1から2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号4を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・西部地区。申請地と致しまして、字東原町。地目台帳及び現況が畑。面積が1,093の内698㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、自身の経営する会社へ倉庫建築用地として

賃貸する。権利の移転の別としましては所有権移転です。施設概要と致しましては倉庫 270 m<sup>2</sup>、駐車場 15 台。工事期間が令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで。農地区分は第 3 種農地となっております。関連議案と致しましては、第 1 号議案・進行番号 2 と関連しております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は株式会社津田印刷の南側にある住宅密集地であり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 はい。ここは議案第 1 号・進行番号 2 と議案第 2 号・進行番号 4 の 1 筆というか、図面で見ると第 1 号議案進行番号 2 と第 2 号議案進行番号 4 は全部譲受人が購入するという事ですか？

○事務局係長 はい、そうです。

○鈴木勉委員 一部を会社の建物、そして先ほど進行番号 2 だった農地を購入するという様な事で、全部をやる。

○事務局係長 そうです。

○鈴木勉委員 はい、分かりました。

○議長 はい。そういう事だそうなので、よろしく申し上げます。他にございませんか？

(「なし。」の声あり。)

なければこれから採決を致したいと思います。第 2 号議案・進行番号 4 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号 5 を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 5・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。地目台帳及び現況が畑となっております。面積が 265 m<sup>2</sup>です。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利の移転の別としましては所有権移転です。施設概要は居宅建築 63.76 m<sup>2</sup>、駐車場 3 台分となっております。工事期間が令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで。農地区分は第 3 種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は生協と給食センターの間の平坦な畑で、何ら問題ないと思

ます。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当はしていません。5、意見について。特に問題個所はないと思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

ありませんという事で、これから採決を致します。第2号議案・進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程致しますが、賃貸人が同じですので、進行番号2から4も併せて上程致します。また私に関連がある案件でもございますので、進行を交代させて頂きます。よろしく申し上げます。庄司職務代理をお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を交代します。進行番号2から4も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1から4につきましては、こちら同一耕作者の再設定案件ですので、事前にお配りしている事から、こちらは省略させて頂きます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。担当地区が複数あるので、進行番号1と2を鈴木委員をお願いします。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事は問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な耕作を行っている事から特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、この促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。続いて進行番号3・4を高橋委員をお願いします。

○高橋卓也委員 はい。再設定案件ですので、特に問題はありません。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ありませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、質疑なしと認めます。これから採決を致します。第3号議案・進行番号1から4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。第3号議案・進行番号1から4は許可相当と致します。

次に進行番号5を上程致します。また賃借人が同じなので進行番号6も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。進行番号5・6につきましても、同一耕作者の再設定案件ですので、事前にお配りしている事からこちらの方も省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、これも再設定案件ですので問題はありません。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。質疑のある方はごまませんか？

（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決をします。第3号議案・進行番号5・6について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。第3号議案・進行番号5・6は許可相当と致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。次に進行番号7を上程致します。また賃借人が同じでございますので、進行番号8も併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号7・東部地区。申請地と致しまして、大谷字上原。地目台帳及び現況が畑。面積が274㎡となっております。利用権設定と致しましては使用貸借権設定。内容は普通畑利活用。借賃は無償。存続期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日の10年間となっております。利用権を設定する者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。新規となっております。以上です。

続きまして進行番号8・金ヶ瀬地区。利用権設定を受ける申請地としては、金ヶ瀬字新関の走。地目台帳及び現況が畑。面積が1,001㎡となっております。その他進行番号7と一緒にですので、こちら省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい。1、借人は必要な農作業に常時従事できるか。借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は畑作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、ご審議の方をお願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。続いて進行番号8を鈴木委員お願いします。

○鈴木利弘委員 はい。進行番号8も進行番号7と同様ですので、省略させていただきます。

○議長 はい、ありがとうございます。進行番号7と同様との事です。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、松井委員。

○松井誠子委員 はい。すいません、農業稼働力1人という事ですけど、2人ではなかったですか？

○議長 はい、大宮さんお願いします。

○中間管理事業マネージャー はい、本人の申告により稼働力1人となっております。忙しい時はお母さんに手伝ってもらってなっていますけど、稼働力は1人という事でやっているそうです。

○鈴木勉委員 兄弟でやっているの。

○角田真由美委員 お兄さん辞めたよ。

○松井誠子委員 前の案件の時は2人って出ていたけど。

○角田真由美委員 お兄さんがいたのだけど、お兄さん辞めちゃったから。

○松井誠子委員 正式に手を引いたのですね。分かりました。

○議長 長 忙しくなったら色々頼むって事ですので、そういう事です。その他ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ない様なので、これから採決を致します。第3号議案の進行番号7と8について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

皆さんの方から何かございましたら、お願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

なければ以上を持ちまして案件で本日の議案は全て終了しました。


○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、本日は全ての案件を承認頂きました。ご苦労様です。これで会議を終わります。

午前10時35分 閉会

---

令和8年1月26日の会議録署名委員

議長 長山清市  印

署名委員（5番委員） 佐藤富男 

署名委員（6番委員） 庄司貞良 

令和8年1月 第1回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）